

宿泊事業者外国人材雇用支援補助金

対象者

仙台市内で旅館業法上のホテル、旅館を営む事業者、個人等
※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に掲げる「性風俗関連特殊営業」及びそれに類する事業を行っている事業者を除く。
※市税を滞納している事業者、暴力団との関係を有している事業者、宗教活動や政治活動を目的とした事業者を除く。

補助対象内容

外国人材の雇用にあたり必要となる経費を補助するもの。

➤ 外国人材とは、技術・人文知識・国際業務または特定技能の在留資格を持って在留する者（取得予定を含む）をいう。

補助対象経費

◆ 移動費

・ 外国人材の入国に伴う移動費

◆ 手数料

・ 送り出し機関や人材紹介会社、登録支援機関へ支払う紹介手数料
・ 入国管理局に支払う在留資格に係る手数料 等

◆ 委託料

・ 在留資格の変更や申請に係る行政書士への委託料
・ 登録支援機関への委託料
・ 通訳の手配に係る委託料 等

◆ 福利厚生費

・ 外国人材の健康診断の費用 等

※いずれも、仙台市内の宿泊施設で勤務する外国人材との雇用契約締結後～令和7年3月31日(月)に支払う経費が対象。

補助額

補助率：補助対象経費の 2分の1

上限額：1事業者あたり上限20万円

➤ 外国人材1人あたり 10万円、1事業者あたり 2人まで

期間

申請期間は 令和6年5月1日(水)～令和7年2月28日(金)

■お問い合わせ先■

仙台市宿泊事業者人材確保支援事務局（株式会社JTB仙台支店内）

住所：〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目6番1号 仙台第一生命タワービルディング2階

TEL：080-7339-2052

申請方法

外国人材と雇用契約締結

交付申請書・添付書類のご準備、提出

申請書等のダウンロードページ（仙台市HP）

<https://www.city.sendai.jp/kankokikaku/syukuhakujigyou/koyou.html>

- ① 宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付申請書
- ② 外国人材と締結した雇用契約書の写し
- ③ 補助対象経費の内訳書
- ④ 補助対象経費の見積書等の写し
- ⑤ 補助対象事業の概要が分かる資料
- ⑥ 申請者の概要が分かる資料
- ⑦ 市税納付状況確認同意書



★掲載場所はこちら★

仙台市ホームページ＞事業者向け情報＞
経済・産業＞観光振興・MICE誘致＞お知らせ＞
宿泊事業者外国人材雇用支援補助金について

■提出先

〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目6番1号 仙台第一生命タワービルディング2階
仙台市宿泊事業者人材確保支援事務局

審査・交付決定

仙台市から「宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付決定通知書」を交付

補助対象経費に係る支払い

実績報告書・添付書類のご準備、提出

- ① 宿泊事業者外国人材雇用支援補助金事業実績報告書
- ② 補助対象経費の明細書
- ③ 補助対象経費分の領収書等の写し
- ④ 雇用した外国人材の就労がわかるもの（在留カードの写し等）

※報告書様式は、申請書様式と同じく仙台市HPからダウンロード可能です。

※報告書の提出先は、申請書と同様に、仙台市宿泊事業者人材確保支援事務局です。

請求書のご提出

仙台市から「宿泊事業者外国人材雇用支援補助金額確定通知書」を受領後、
「宿泊事業者外国人材雇用支援補助金交付請求書」をご提出ください。

補助金のお支払い